

平成 28 年 2 月定例会

長野県地方税滞納整理機構議会会議録

長野県地方税滞納整理機構議会

平成 28 年 3 月 22 日（火） 公立学校共済組合ホテル信濃路 3 階 信濃

○出席議員（5 名）

- 2 番 伊藤 喜平
- 3 番 宮本 衡司
- 4 番 北澤 雄一
- 6 番 久保田 三代
- 7 番 下起 幸一

○説明のため出席した者

- 広域連合長 阿部 守一
- 事務局長 伊藤 賢治
- 会計管理者兼徴収第一課長 近藤 宏一
- 徴収第二課長 中川 修

○職務のため議場に出席した事務局職員

- 議会事務局長 北村 重幸
- 議会事務局書記 田辺 郁江

○議事日程

- ・ 諸般の報告
- ・ 会議録署名議員の指名
- ・ 会期の決定
- ・ 第 1 号 平成 28 年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
- ・ 第 2 号 平成 27 年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
- ・ 第 3 号 長野県地方税滞納整理機構納税の猶予に係る条例案
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
- ・ 第 4 号 長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会の設置に関する条例案
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決

第5号 長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

理事者説明

質疑、討論、採決

第6号 長野県地方税滞納整理機構第二次広域計画の作成について

理事者説明

質疑、討論、採決

第7号 監査委員の選任について

採決、同意

報第1号 訴えの提起の専決処分報告

理事者説明

採決、承認

午後 2 時 15 分開会

【議長（北澤雄一議員）】

ただいまのところ、出席議員数は、5 名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより平成 28 年 2 月長野県地方税滞納整理機構
議会定例会を開会いたします。

午後 2 時 15 分開議

本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、1 番 牧野議員、5 番 菅沼議員 の 2 名であります。

ここで、定例会の招集に当たり、広域連合長から挨拶があります。

阿部広域連合長。

【阿部守一広域連合長】

それでは開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

本日ここに2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありが
とうございます。

提出議案につきましては、後刻ご説明を申し上げますが、何とぞよろしくご審議の上、議
決を賜りますようお願い申し上げます。

【議長（北澤雄一議員）】

この際、諸般の報告をいたします。

初めに、議員の異動についてご報告申し上げます。3 月 9 日付けで 鈴木 清議員から議
長あてに議員辞職願が提出され、辞職を許可いたしました。

また、3 月 16 日付けで長野県議会議長から選出の報告がありました宮本衡司議員は指名
推選により当選されました。

次に、監査委員から、平成 27 年度定期監査の結果及び平成 27 年 7 月分から 12 月分まで
の例月現金出納検査の結果について、議長あてに報告書が提出されておりますので、ご報告
いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

7 番 下起 幸一議員、2 番 伊藤 喜平議員の両名を指名いたします。

次に、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませ
んか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

なお、本日の会議は、お手元に配布の日程により、行いたいと思いますのでご了承をお願いいたします。

次に、議事日程により、第1号「平成28年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案」から第7号「監査委員の選任について」及び報第1号「訴えの提起の専決処分報告」まで、提案者である広域連合長から説明を求めます。

阿部広域連合長。

【阿部守一広域連合長】

ただいま提出いたしました議案の説明に先立ち、本年度の取組みの状況などについて申し述べさせていただきます。

長野県地方税滞納整理機構は、まもなく業務開始から丸5年を迎えることとなりました。この間、構成団体と緊密な連絡調整を図りながら、構成団体から引き受けた地方税等の滞納事案を適正かつ厳格に処理し、税収の確保に努めてまいりました。

また、各分野の専門家である顧問等の指導を受けながら、相続財産管理人の選任申立や差押債権の取立訴訟等の困難案件にも取り組んでいるところです。

次に、今年度の活動状況ですが、昨年の6月、7月に全構成団体のうち56市町村と県から滞納事案を引き受けました。件数で、市町村から939件、県から89件、合計で1,028件、金額では、約23億8,000万円を引き受けたところでございます。

これに対する徴収の状況でございますが、事案の引き受けと同時に、直ちに徹底した財産調査を行った上で、差押、搜索など滞納処分に取り組んでまいりました。また、差押財産の公売にも積極的に取り組み、不動産公売は前年同期の2倍の8件を売却し、4,300万円を滞納税に充当したところです。

2月末までの9か月間では、差押750件、搜索47回などを実施し、その結果、金額では、前年同期比1億5,900万円増の6億8,125万円、徴収率28.6%の徴収実績となっており、徴収金額、徴収率ともに昨年度の最終実績を上回っております。年度末の5月に向けて、更に厳正な滞納処分を行ってまいりたいと考えております。

それでは、今回提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。平成28年度の当初予算案は、一般会計2億294万6千円でございます。市町村と県から派遣される職員の給与費負担金や、新たに設置する行政不服審査会に係る費用や滞納処分に要する不動産鑑定の手数料などを計上いたしました。

平成27年度の補正予算案は、前年度の繰越金の確定や滞納処分費の受け入れ等で歳入が増加する一方で、歳出が確定し剰余金が見込まれるため、これを精算し構成団体に負担金を還付するなどの補正を行うもので、補正後の予算額は、1億9,581万8千円となります。

条例案は、納税の猶予に係る条例など3件でございます。

事件案は、第二次広域計画の作成についてと監査委員の選任の2件でございます。
専決処分報告は、訴えの提起に伴うもの1件でございます。
詳細につきましては、別途ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【議長（北澤雄一議員）】

以上で説明を終わります。
第1号「平成28年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案」を議題といたします。
理事者の説明を求めます。
伊藤事務局長。

【伊藤賢治事務局長】

議案集の1ページをお願いいたします。
第1号「平成28年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案」についてご説明申し上げます。
予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億294万6千円でございます。
詳細は、別冊の予算説明書で説明を申し上げたいと思いますので、2ページをお願いいたします。
歳入の主なものは、1款 分担金及び負担金 1項 1目 負担金の1億9,989万4千円です。これは構成団体でございます、県及び市町村からの負担金でございます、団体毎の内訳は7ページにお付けしております。
負担金の内訳でございますが、基本負担額としまして、県3千万円、市町村は各5万円を、徴収実績割額としまして、前々年度平成26年度の市町村の徴収実績の10%相当額を市町村のみに負担いただいております。処理件数割額としまして移管案件1件当たり9万9千円を、各市町村に負担いただいております。
予算説明書の3ページをお願いいたします。歳出でございます。
主なものもご説明申し上げます。2款 総務費 2項 徴税費 1目 税務総務費の1億5,650万4千円です。
これは当機構に職員を派遣していただいている構成団体であります県及び市町村への負担金でございます、内容としましては、職員の給与費、共済費相当等でございます。
その下、2目 賦課徴収費 4,235万4千円でございます。主なものは、4ページにあります12節 役務費で、差押関係書類の郵送料や公売に係る不動産鑑定等の滞納処分関係手数料等でございます。
5ページの一番下になりますが、合計で2億294万6千円、前年度に比べ193万1千円の増となっております。
以上、平成28年度予算案の概要について説明申し上げます。
ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

【議長（北澤雄一議員）】

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

質疑なしと認めます

質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

第1号「平成28年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案」を原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第2号「平成27年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

伊藤事務局長。

【伊藤賢治事務局長】

議案集の3ページをお願いいたします。第2号「平成27年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案」について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ519万7千円を減額し、総額は1億9,581万8千円です。詳細は、別冊の予算説明書の9ページをお願いします。

歳入のうち 1款 分担金及び負担金 1項 1目 負担金は1,009万7千円の減額です。決算見込みによる調整を行い、剰余見込額を構成団体の負担割合に応じて精算するものでございます。3款 繰越金 1項 1目 繰越金は265万2千円の増額で前年度決算の確定に伴うものです。4款 諸収入 2項 雑入 1目 雑入は224万8千円の増額で差押不動産等の公売

に伴う滞納処分費の増額に伴うものです。

10ページに移っていただき歳出でございますが、2款 総務費 2項 徴税費 1目 税務総務費は519万7千円の減額でございます。派遣職員の給与の決算見込みに伴い減額するものでございます。

以上、平成27年度補正予算案の概要について申し上げます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【議長（北澤雄一議員）】

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

質疑なしと認めます

質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

第2号「平成27年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案」を原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第3号「長野県地方税滞納整理機構 納税の猶予に係る条例案」から第5号「長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」まで、以上3件を一括議題とします。

理事者の説明を求めます。

伊藤 事務局長。

【伊藤賢治事務局長】

議案集の4ページをお願いいたします。

第3号「長野県地方税滞納整理機構納税の猶予に係る条例案」についてご説明申し上げます。

4月1日から施行される地方税法の改正に伴いまして、現在、職権でしか認められなかった換価の猶予に、納税者からの申請に基づく制度が設けられるとともに、これまで地方税法で定められておりました納税の猶予に係る申請手続や分割の方法、担保要件等について各自治体の条例で定めることと改正されました。

本条例案は、申請手続や分割の方法、担保要件等については移管元団体、県及び市町村の条例により運用すること、当機構に移管された案件以外に移管元団体に徴収金に滞納がある場合につきましては換価の猶予を適用しないことを定めるものでございます。

続いて議案集の6ページをお願いいたします。

第4号「長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会の設置等に関する条例案」と8ページの第5号「長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について御説明申し上げます。

行政不服審査法につきましてはこの4月1日から改正が施行されます。これに伴いまして、審査請求の裁決にあたっては審査庁の判断の妥当性を検証する第三者機関への諮問手続が新設されました。

第4号の条例案は、第三者機関として設置する「長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会」の組織等について定めるものであり、第5号の一部改正案はこの審査会の委員の報酬を定めるものです。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

【議長（北澤雄一議員）】

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

質疑なしと認めます

質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。第3号「長野県地方税滞納整理機構納税の猶予に係る条例案」第4号「長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会の設置に関する条例案」第5号「長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、それぞれ原案のとおり可決することに決定いたしました。

【議長（北澤雄一議員）】

次に、第6号「長野県地方税滞納整理機構 第二次広域計画の作成について」を議題いたします。

理事者の説明を求めます。

伊藤 事務局長。

【伊藤賢治事務局長】

議案集の9ページをお願いいたします。

第6号「長野県地方税滞納整理機構第二次広域計画の作成について」ご説明申し上げます。

広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき作成するものでありますが、現在の広域計画が本年度をもって満了することに伴い、平成28年度から32年度までの5か年を計画期間とする第二次広域計画を作成するものです。

作成に当たりましては、構成団体から意見を聴取し運営協議会において検討を行ったところでございます。内容は、現在の広域計画の基本方針を踏襲し、広域連合と構成団体が、相互に緊密な連絡調整を図りながら、滞納整理事務を総合的、計画的かつ効率的に処理することを目指していくこととしております。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

【議長（北澤雄一議員）】

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

質疑なしと認めます

質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。第6号「長野県地方税滞納整理機構 第二次広域計画の作成について」原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、それぞれ原案のとおり可決することに決定いたしました。

【議長（北澤雄一議員）】

次に、第7号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

お諮りいたします。

第7号「監査委員の選任について」はこれを同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり同意することに決定しました。

【議長（北澤雄一議員）】

次に、報第1号「訴えの提起の専決処分報告」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

伊藤事務局長。

【伊藤賢治事務局長】

議案集の14ページをお願いいたします。

報第1号「訴えの提起の専決処分報告」についてご説明申し上げます。

1の事件名にあります支払督促事件につきまして、急を要したため、12月9日に専決処分をいたしましたので承認をお願いするものです。

連合長の専決後、12月10日に裁判所に申立てを行ったところ、翌年1月4日に相手方か

ら異議申立てがありましたので、4 に記載がありますように民事訴訟法の規定により、12月10日に遡って訴訟に移行いたしました。

訴訟事件は、3月1日に当機構の請求のとおりの支払を命ずる判決がありました。今後を判決に基づいて第三債務者の債権差押の申立てを行って債務の履行を求めていく予定でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【議長（北澤雄一議員）】

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

質疑なしと認めます

お諮りします。本件に関しては討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

ご異議なしと認めます。

採決に入ります。報第1号「訴えの提起の専決処分報告」を原案どおり承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長（北澤雄一議員）】

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、定例会の閉会に当たり、広域連合長からあいさつをお願いいたします。

阿部広域連合長。

【阿部守一広域連合長】

2月定例会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本日ここに提出いたしました案件について、原案どおりご議決をいただき、誠にありがと

うございました。厚くお礼を申し上げます。

長野県地方税滞納整理機構が、これからも大きな成果を上げられるよう、業務の推進に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、お身体には十分ご自愛をいただき、なお一層のご活躍をご祈念申しあげまして、閉会のごあいさついたします。

どうもありがとうございました。

【議長（北澤雄一議員）】

これもちまして、平成 28 年 2 月長野県地方税滞納整理機構議会定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

午後 2 時 40 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 北 澤 雄 一

署名議員 下 起 幸 一

署名議員 伊 藤 喜 平